

第4章 重点的な取組



本計画では、各基本方針にそって、次の施策を重点的な取組として定め、効果的かつ計画的な推進を図ります。

重点的な取組①

子どもの主体的な参加ですすめる

子ども一人ひとりが、権利を尊重され、誰もが主体的に生きることができるようなまちづくりをめざします



子どもたちは、一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を有する主体です。

児童虐待やいじめなどの権利侵害に対し、子ども自身が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めるとともに、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身の積極的な参加・参画を通して、自己の形成が図られる機会や居場所・仕組みの創出に努めます。

◆重点的な取組

1：子どもの権利や権利擁護に関する普及・啓発の充実

【施策 1-1-1、1-1-13、1-1-14】

2：子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実

【施策 1-2-1-1、1-2-1-3、1-2-1-8、1-2-2-1、1-2-2-5】

3：児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実

【施策 1-2-1-2、1-2-1-8、1-2-2-3、1-2-2-6】

おとな(親)になることを支える

子どもたちが、自分を知り、他者を理解して行動できるよう、おとなとして自立する過程を支えます



学齢期から青少年期は、心身ともに子どもからおとなへの移行の時期です。近年、そうした世代の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、高度情報化などの影響から大きく変化しており、さまざまな側面からの自立を支援することが求められています。また、地域でのつながりが希薄化しつつあるなかで、人と関わる機会が少なくなっています。

このため、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、地域活動やボランティア活動等の他者とのふれあいを通し、地域一体となって子ども・若者の育ちや自立を見守り支えられる体制づくりと取組の推進に努めます。

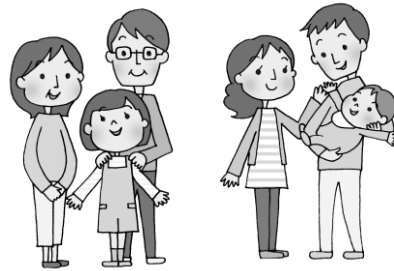
◆重点的な取組

4：青少年支援の充実 【施策 1-2-2-4、2-1-2】

5：「青少年が育つまち」の実現 【施策 2-1-3、2-1-4、2-1-9】

子育て家庭の支え合い

子育て家庭が孤立することを防ぐとともに、親が親として目覚め、学び合い、育て合うことを地域全体で支援します



子育ては、その苦労や喜びをともに分かち合いながら、夫婦のどちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものですが、依然として女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。また、子育てについての技術や知識は、核家族化や都市化等の進行により、世代間での継承がされにくく、かつメディアの多様化による情報の氾濫により、適切な情報の選択も難しくなっています。

このため、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、職場における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への理解促進を進めながら、父親と母親双方への意識改革を図ります。また、子どもと子育て家庭が抱える悩みや不安を一緒に考え、やわらげ、誰もが楽しみながら子育てができるよう、「地域子育て支援センター」・児童館・子育て広場での「地域子育て支援拠点事業」の活動を中心とした相談支援や情報提供等の充実を進め、子育て家庭の孤立を予防するとともに、必要な人に必要な情報が行き届く環境づくりに取り組みます。

◆重点的な取組

6：子育て力向上のための取組

【施策 3-1-6、3-1-8、3-2-6、第6章第4節（7）】

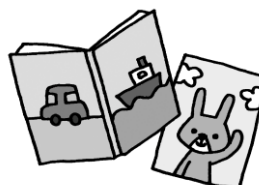
7：子育て情報化の推進・充実

【施策 3-2-7、3-2-9】

市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

教育・保育や保健指導などの充実を図り、すべての子どもたちの育ちを、社会全体で支えられるよう、安心・安全な環境を整備していきます

特に、子どもに必要とされる防災・減災情報を普段から意識できるよう提供していくとともに、災害時や復興時にも本計画による基本理念を保障できるよう、施策を展開します



現在、本市では保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の乳幼児が恒常的に生じている状況です。就労意向の増加等で、保育ニーズがますます拡大することが見込まれるため、保育園の拡充を図ります。また、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、本市に暮らすすべての子どもたちが、希望するサービス等を適切に利用できるよう、周知や啓発に取り組みます。

さらに、子育て家庭を応援する取組として、子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備するとともに、安心・安全な市民生活の確保に向け、発生予測困難な災害への対応についても、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携を図りながら、平常時から非常時を想定した対策を行います。

◆重点的な取組

- 8：「子ども総合支援センター^{※1}」の充実 【施策 1-1-11、3-2-2、4-1-1-1】
- 9：利用者支援事業の推進 【第6章第4節（1）】
- 10：保育支援の拡充 【第6章第3節、第6章第4節（2）、（7）～（10）】
- 11：母子保健と保育、子育て支援の連携強化
【施策 3-1-8、3-2-6、4-1-2-1、4-2-1、4-2-2、4-2-3、
第6章第4節（5）】
- 12：防災防犯に向けた子ども・子育て家庭のための環境づくり
【施策 4-1-1-7、4-3-1～4-3-4】

^{※1} 子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センターのどか」と、発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せ持つ施設で、本市の子育ち・子育て支援の拠点となるものです。

